

改正生活保護法に反対し速やかな廃案を求める会長声明

- 1 「生活保護法の一部を改正する法律案」（以下、単に「改正案」という。）が現在、参議院を通過し、衆議院で審議中である。
- 2 ところで、前国会でも「生活保護法の一部を改正する法律案」（以下、「前改正案」という。）が上程されて審議に付されたが、審議中に会期末を迎えて廃案となった。
- 3 この前改正案に対しては、日本弁護士連合会及びすべての都道府県単位会が廃案を求める声明文を発表した。当会も、平成25年6月10日付「生活保護法改正案に反対し廃案を求める会長声明」において、次のような理由を挙げて前改正案の廃案を求めているところである。

- (1) 生活保護の申請にあたり申請書の提出を法律のレベルで義務付けること（前改正案24条1項）

現行制度では、法文上、保護の申請は要式行為とされず、口頭で申請の意思が示されれば申請行為として足りるとする運用が裁判例で蓄積され（大阪高裁平成13年10月19日判決・訟月49巻4号1280頁・上告棄却・確定、さいたま地裁平成25年2月20日判決・確定等）、それを前提とした実務運用がなされてきた。これは、福祉事務所が申請書すら渡さず相談扱いにとどめ、申請をさせないという、いわゆる「水際作戦」と批判される事態を許さない論理であった。

ところが、同条1項により申請が要式行為とされれば、申請書用紙すら渡されない事案を救済することができなくなる。

- (2) 生活保護の申請にあたり、要保護性を証明する資料の添付を義務付けること（前改正案24条2項）

この点につき、現行制度では、申請後の調査として開始または棄却の決定ま

での間に必要な書類を揃えれば足りた。

しかし、改正案では申請時に必要書類を揃えることを義務付けている。

帰住場所を持たず刑事施設を釈放された者やホームレス、DV被害者、着の身着のままで避難を余儀なくされた被災者等にとっては、同条2項が想定するような家賃の契約書、預金通帳、給与明細やときには身分証明書すら、申請時に準備しておくことが困難な場合が多々ある。これらの書類を申請時に要求することは、これらの者の生活保護申請を事実上閉ざすものであると同時に、書類が揃わないという理由で申請をさせない「水際作戦」の運用を迫認するものである。

- (3) 生活保護の開始決定にあたり、あらかじめ、申請者の扶養義務者への書面による通知を義務付けたこと（前改正案24条8項）

現行制度においても、生活に困窮する者が、扶養義務者（配偶者、直系血族、兄弟姉妹等）への通知により生じる親族間の軋轢を恐れ、スティグマ（恥の烙印）の影に怯えて生活保護申請を断念する事態は少なくない。とりわけDVやストーカー、暴力や犯罪被害から逃れてきた者にとって、しばしば加害者である扶養義務者への照会は生命身体の危険に直結する。そのような通知を原則としたときは、これらの被害者にとって生活保護申請を為すことは自らの居場所を加害者に知らせることになるのであって、申請を断念せざるを得なくなることが多分に予想される。

- 4 今般提出された改正案は、当初上程された前改正案に比べ、24条1項及び2項にただし書として「特別の事情があるときは、この限りでない。」との例外規定を加え、口頭での申請や添付書類の提出猶予の余地を設けるとともに、24条8項にもただし書として「あらかじめ通知することができない場合として厚生労働省令で定める場合」を加えた。しかし、申請に関する運用の原則と例外を覆すことには変わりはなく、上記の問題点を根本的に克服するものではない。

したがって、改正案が従前の運用を正面から覆し、保護が必要な者をして申請

を委縮あるいは断念させ、あるいは、「水際作戦」にお墨付きを与えかねないものであることに変わりはない。さらに言えば、DVや虐待の被害者、犯罪被害者、刑事施設を釈放された者、ホームレス状態にある者等、もっとも保護を必要とする者をして生活保護から遠ざけられることがなお懸念されるのである。このような事態は、生活保護制度を根底から揺るがすものであり、同制度が中核的役割を担う生存権（憲法25条1項）すら瓦解させかねない重大なものである。

なお、改正法の審議過程においては、長野県において長野市をはじめとする12市で扶養義務者に対し「扶養義務者の扶養を優先的に受けることが前提」などと記した文書を送付していたことが報道され、国会でも取り上げられており、組織的対応として、保護の要件ではない扶養をあたかも保護の要件であるかのごとく説明していたことが明らかになっている。改正法はこのような自治体の違法な水際作戦を助長しかねない。

前述のように、日弁連及び当会はもとより全国のすべての弁護士会、さらには多くの市民団体や民間団体が前改正案に対して反対の意を表明し、世論としてこの改正案には消極的なものがあつたことが廃案につながったものであるが、再び十分な議論もないままに、国会の審議に付されたことは、憲法25条の生存権保障の趣旨を甚だしく軽んじるものであり、到底見過ごすことは出来ない。

5 以上のとおり、当会は、改めて、改正案については廃案にすることを求めるものである。

以 上

2013年（平成25年）11月15日

長野県弁護士会

会 長 諏 訪 雅 顕